



● ● ● 現物分配、金銭交付が伴っても ● ● ● 税制適格組織再編に該当 ● ● ● 金銭と金銭以外の資産両方同時分配でも「別々の取引」と認識

組織再編税制という、実務家の間で「金銭交付＝税制非適格再編」という認識があるが、現物分配では、現物分配時に「金銭の交付」があったとしても、他の組織再編のように即「税制非適格再編」とはならないので注意が必要だ。

残余財産の分配局面等において、金銭と金銭以外の資産の両方が分配されることがあるが、このような場合でも、金銭の分配と金銭以外の資産の交付を「別々の取引」としてとらえることにより、金銭以外の資産の交付部分については税制適格再編に該当することになる。

現物分配にはそもそも「金銭交付」の概念なし

法人税法上、「現物分配」は、「法人……がその株主等に対し……金銭以外の資産の交付をすることをいう」と定義され（法法二十二の六カッコ書き）、「適格現物分配」の定義（法法二十二の十五）では、法人税法2条12号の6にいう「現物分配」が引用（内国法人を現物分配法人とする現物分配のうち……）されている。したがって、現物分配についても、合併等の他の組織再編と同様、金銭交付が行われた場合には税制非適格再編になると解釈することができる。

ただ、現物分配においては、現物分配時に「金銭交付」があったとしても、他の組

織再編とは異なり、即「税制非適格再編」とはならないので注意が必要だ。

残余財産の分配局面等においては、金銭と金銭以外の資産の両方が分配されることが少なくない。この場合、金銭交付があるということで、従来の常識からすると、「税制非適格再編」に該当するようにもみえるところだ。

しかし、金銭と金銭以外の資産の両方が分配される場合であっても、金銭の分配と金銭以外の資産の交付を「別々の取引」としてとらえることにより、金銭以外の資産の交付部分については税制適格再編に該当することになる。この点は、財務省より明らかにされた「平成22年度・税制改正の解説」211頁でも示唆されている。

組織再編税制では、金銭交付、即「税制非適格再編」というのが常識となってきただけに、画期的な解釈といえと同時に、実務家にとっては「なぜ現物分配だけに金銭交付が認められるのか」との疑問を持つ向きもあろう。

この点、本誌取材によると、「現物分配」という場合には、そもそも「金銭」が混在することが想定されていないことから、物と金銭の両方が分配された場合には、このうち物の部分だけを取り出し「適格現物分配」ということが可能になるとのことだ。